



平成 26 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 榎 沢 徹  
(JASDAQ・コード6838)  
問合せ先 経営企画部兼財務経理部 後田 晃宏  
電話番号 03-6435-6933

**新たな事業（地熱発電所事業）の開始及び  
第三者割当による第 6 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行  
に関するお知らせ**

当社は、平成 26 年 12 月 26 日開催の取締役会において、新たな事業として地熱発電所事業（以下「本新規事業」といいます。）を開始すること、及び、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする第三者割当による第 6 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法の届出の効力発生後にマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で新株予約権買取契約を締結することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

I. 本新規事業の開始について

1. 事業開始の趣旨

当社グループは、我が国において重要な役割を担う再生可能エネルギー事業、とりわけ太陽光エネルギー事業について、積極的に推進してまいりました。経済産業省より発電事業に関する注意喚起や、固定価格買取制度に係る設備認定の運用見直しの実施等の通知がなされるなどの昨今の太陽光エネルギー事業を取り巻く環境の中、当社グループはかねてより、風力、地熱、小水力、バイオマス等による発電所事業を模索し、太陽光エネルギー事業に加えて別の再生可能エネルギーを収益の柱として構築すべく、調査・検討しておりました。その一環として、この度、地熱発電分野への進出について様々な観点から検討を進める過程において、当社は、泉源所有者と協議及び交渉する機会を持ち、大分県別府市の地熱発電所（設置 Kw 数：125Kw 予定。九州電力及び経済産業省への申請につきましては平成 26 年 12 月 26 日以降行います。）（以下「別府地熱発電所」といいます。）の事業化の検討を行った結果、発電設備の専有面積が比較的小規模ですみ、安定的且つ、効率的な発電の確保が可能となると判断し、新規事業として地熱発電所事業（以下「本新規事業」といいます。）に本格的に取り組むことといたしました。

地熱発電は、地中から発生する蒸気をエネルギー源とすることから半永久的に利用でき、太陽光発電と異なり、天候・季節・昼夜を問わず、24 時間体制の安定的な発電が可能であり、発電設備の専有面積が比較的小規模ですむため、効率的な電源の確保が可能となります。固定価格買取制度においても太陽光により発電した電力が平成 26 年度においては 32 円（税別/10Kw 以上。

なお、買取価格は年度ごとに変動する可能性があります。)で買取期間が20年間であるのに対し、地熱により発電した電力は平成26年度においては40円(税別/15,000Kw未満。なお、買取価格は年度ごとに変動する可能性があります。)で買取期間が15年間であり、地熱発電は、今後、大きく注目される再生可能エネルギーの一つであると考えております。

当社グループは、太陽光発電所事業に加え、地熱エネルギーを有効活用した、本新規事業を展開し、本新規事業を当社グループの新しい収益の柱として育て、企業価値の向上をさらに推し進めてまいります。

## 2. 新たな事業の概要

### (1) 新たな事業の内容

別府地熱発電所は、地中から取り出した蒸気でタービンを回し発電する発電方式で、既に温泉として活用されている源泉を活用した地熱バイナリー発電所を建設してまいります。バイナリー発電は水より低沸点の熱媒体を温泉の熱湯や水蒸気で気化させタービンを回す発電技術で、既存の源泉をそのまま活用できるため、新しい源泉の調査や掘削が不要であり、比較的低コストかつ短期間で運転を開始することが出来ます。また、地下から取り出した蒸気は坑井を通じてほぼ全量を地下へ還元することが可能となり、環境への影響がほとんどなく再生エネルギーを創出できます。

### (2) 当該事業を担当する部門

別府地熱発電所は、当社の子会社である株式会社GPエナジー6で運営する予定です。

なお、現行の事業系統は「太陽光エネルギー事業」を「太陽光システム販売事業」と「太陽光発電所事業」とに区分しておりますが、本新規事業が加わるにより事業系統を「太陽光エネルギー事業」から「再生可能エネルギー事業」へと変更し、「太陽光システム販売事業」並びに「太陽光発電所事業」に新たに「地熱発電所事業」を追加する事といたします。

(3) 当該事業の開始のために特別に支出する金額及び内容支出予定金額は92百万円であり、内容は別府地熱発電所に係る発電設備、配管工事、温泉源泉給湯権、土地等であります。

## 3. 日程

(1)	取締役会決議日	平成26年12月26日(金)
(2)	① 不動産売買契約締結 ② 温泉水・蒸気受給契約締結 ③ 冷却水管理業務委託契約締結 ④ 設備工事請負契約締結	平成26年12月26日(金)
(3)	事業開始期日	平成26年12月26日(金)
(4)	売電開始日	平成27年8月(予定)

#### 4. 今後の見通し

当社は、下記「Ⅱ. 本新株予約権の発行等について」に記載のとおり、本新株予約権に係る調達資金の一部を、本新規事業に係る資金に充当する予定です。なお、現時点において、本新規事業の開始が当連結会計年度の業績に及ぼす影響は軽微であると見込んでおりますが、業績への影響等がございましたら、適宜開示いたします。

## Ⅱ. 本新株予約権の発行等について

### 1. 募集の概要

(1)	割 当 日	平成 27 年 1 月 16 日 (金)
(2)	発行新株予約権数	10,000 個
(3)	発 行 価 額	総額 2,199,600,000 円 (新株予約権 1 個あたり 1,960 円)
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	10,000,000 株 (新株予約権 1 個につき 1,000 株) 行使価額が修正された場合も、潜在株式数に変更はありません。
(5)	資 金 調 達 の 額	2,199,600,000 円 (差引手取概算額: 2,183,600,000 円) (内訳) 新株予約権発行による調達額: 19,600,000 円 新株予約権行使による調達額: 2,180,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合に出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。 行使価額が修正された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 1 株当たり 218 円 行使価額は、原則として固定ですが、当社は、平成 27 年 1 月 16 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替える (かかる切り替えを行う旨の決議がされた場合、下記のとおり、本新株予約権の行使価額は、当社普通株式の終値を基準とした価額に自動的に修正されることとなります。)

		<p>ことが可能です。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」といいます。)に通知するものとし、当該通知が行われた日から3取引日目(又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日)(同日を含む。)以降、本新株予約権の発行要項(以下「本発行要項」といいます。)第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の直前の取引日の東京証券取引所における当社の普通株式(以下「当社普通株式」といいます。)の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、かかる修正後の金額が下限行使価額(153円)を下回る場合、行使価額は下限行使価額(153円)に修正されます。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、本新株予約権の発行要項(以下「本発行要項」といいます。)第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。以下同様とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。以下同様とします。</p>
(7)	募集又は割当て方法	第三者割当の方法によります。
(8)	割 当 予 定 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(9)	そ の 他	<p>本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」といいます。)は、平成27年1月19日から平成29年1月18日までの2年間です。</p> <p>当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結する予定です。本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。</p>

(注) 本発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の目的及び理由

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社多摩川ホールディングス）、子会社 12 社により構成されており、電子・通信用機器事業及び太陽光エネルギー事業を主たる業務としております。

太陽光エネルギー事業につきましては、主要な商品として、太陽光モジュールをはじめパワーコンディショナ、その他付属設備を、太陽光発電システムとして主に事業会社に対して販売を行う太陽光システム販売事業と、自社グループで太陽光発電所を建設し、当該発電所で発電した電力を電力会社に対して販売する太陽光発電所事業の 2 つの事業を行っております。

我が国において、平成 24 年 7 月 1 日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）は、欧州で独立発電業者（IPP）の新規参入を増加させたフィード・イン・タリフ（FIT）制度と類似した電力（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスを用いて発電された電力）全量買取り制度を導入すること及び買取りに要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し賦課金の支払を請求することを認めること等を内容とする法律であります。同法の施行により、日本における太陽光発電市場は大きく促進されて参りました。

太陽光発電所は、再生可能エネルギー特別措置法の施行により、一般事業者が太陽光発電所を運営し、発電した電力全量買取制度により電力会社へ 20 年間固定の価格（太陽光（10Kw 以上）の場合、平成 24 年度参入者は 40 円＋税、平成 25 年度参入者は 36 円＋税、平成 26 年度参入者は 32 円＋税）で販売できる事業です。これにより、太陽光発電所事業は、安定的な収益につながる事業として期待しております。

当社グループは、平成 22 年 10 月に太陽光エネルギー事業を新規事業として立ち上げて以降、平成 24 年 7 月には太陽光発電所事業を開始し、平成 25 年 6 月からは山口県下関市のメガソーラー発電所（設置 Kw 数：約 1,500Kw）において、同年 9 月からは長崎県南島原市の発電所（設置 Kw 数：約 49Kw。現在約 1,000Kw へ拡張工事中。九州電力株式会社より「系統連携承諾通知書」を受領しており九州の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込の回答保留の対象外です。）において既に売電を開始しております。また、長崎県五島市荒神岳においても当社で初となる特別高圧で連係する大規模メガソーラー発電所（設置 Kw 数：約 5,500 Kw 予定。九州電力株式会社より「系統連携承諾通知書」を受領しており九州の再生可能エネルギー発電設備に対する接続申込の回答保留の対象外です。）について長崎県との各種申請手続（平成 26 年 11 月 14 日付林地開発許可を取得）を進め平成 28 年 3 月までに発電所の竣工及び売電開始に向けて建設を進めております。この他、メガソーラー発電所の土地の造成が終了しパネル等の設備を設置中の案件として千葉県館山市の案件（設置 Kw 数：約 2,000Kw 予定）、用地を確保した案件として、太陽光発電所の転売を前提とした神奈川県横浜市の案件（設置 Kw 数：1,200Kw 予定）、並びに、太陽光発電所の保有を前提とした千葉県袖ヶ浦市の案件（設置 Kw 数：約 1,300Kw 予定）及び青森県三沢市の案件（設置 Kw 数：約 10,000Kw 予定）が存在

します。

太陽光発電所事業のうち、規模が大きいメガソーラー案件において必要となる資金は、自己資金と金融機関等からの借入により拠出することとしておりますが、金融機関等からの借入に際しては自己資金があることが前提となるところ、当社の現状の自己資金は、その大部分が長崎県南島原市の発電所（以下「南島原発電所」といいます。）の拡張及び青森県三沢市の発電所（以下「三沢発電所」といいます。）の設置以外の案件に投資される予定であり、南島原発電所の案件及び三沢発電所の案件に投資可能な自己資金は確保が難しい状況です。このような自己資金の状況では、これらの案件のために金融機関等から借入を行うことも困難であるため、上記のうち、メガソーラー案件である長崎県南島原市の発電所（以下「南島原発電所」といいます。）の拡張及び青森県三沢市の発電所（以下「三沢発電所」といいます。）の設置のために、当社は自己資金を調達する必要があります。

また、当社は上記の確定案件（太陽光発電所に係る収益予測の確認及び用地の確保が出来ており、経済産業省の設備認定及び電力会社からの接続に関する回答を当社グループで受けている案件を言います。）以外にも、未確定ながらも太陽光発電所の複数の候補地（太陽光発電所用地につき、土地賃貸借の手付金の支払い又は土地賃貸借の予約契約若しくは覚書の締結等により用地確保の目途がある状況のもの、太陽光発電所用地の確保を行うための基本合意の締結等の手続を行おうとしている状況のもの、又は、太陽光発電所用地としての収益性、土地の状況・権利関係等の調査段階であるもの。）を有しており、現在又は将来保有のメガソーラー発電所の売却等ポートフォリオの組替えも想定の上、積極的に優良な案件に投資を行う予定であります。これらについても、地権者との合意を行うことができれば、土地の確保及び太陽光発電所の建設に必要な資金を迅速に調達する必要があるところ、地権者との合意を得られる時期については当社の意向のみで確定することができないことから、機動的な資金調達手段を選択する必要があります。

さらに、当社は、再生可能エネルギーのなかでもとりわけ太陽光エネルギーを行ってまいりましたが、経済産業省より発電事業に関する注意喚起や、固定価格買取制度に係る設備認定の運用見直しの実施等の通知がなされるなどの昨今の太陽光エネルギー事業を取り巻く環境の中、当社グループはかねてより、風力、地熱、小水力、バイオマス等による発電所事業を模索し、太陽光エネルギー事業に加えて別の再生可能エネルギーを収益の柱として構築すべく、調査・検討しておりました。その一環として、この度、地熱発電分野への進出について様々な観点から検討を進める過程において、当社は、泉源所有者と協議及び交渉する機会を持ち、新規事業として地熱発電所事業を開始することとし、別府地熱発電所の設置（設置 Kw 数：125Kw 予定）を行うこととなりました。

別府地熱発電所において必要となる資金については、自己資金と金融機関等からの借入によることとしておりますが、金融機関等からの借入に際しては一定程度の自己資金があることが前提となるところ、当社の現状の自己資金は別府地熱発電所の設置以外の案件に投資される予定であるため、別府地熱発電所の設置のために、当社は自己資金を調達する必要があります。

そこで、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として第三者割当により本新株予約権を発行し、その発行及び行使による調達資金を、当社子会社への出資又は貸付けにより拠出することで、当社子会社が行う、南島原発所及び三沢発電所並びに潜在的な案件が確定案件となった場合における太陽光発電所の設置に充当することとしました（各案件の詳細につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。）。

なお、将来、南島原発所及び三沢発電所より優良な案件が出た場合には、本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の投資順位が変動する可能性があります。

#### (2) 行使価額修正選択権付新株予約権の発行を選択した理由

本新株予約権は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本新株予約権の発行の決定に際し、他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

- ① 本新株予約権の発行及び行使による調達資金は、当社子会社が行う太陽光発電所事業及び本新規事業に充当する予定です。太陽光発電所事業のうち、規模が大きいメガソーラー案件において必要となる資金は、自己資金と金融機関等からの借入により拠出することとしておりますが、金融機関等からの借入に際しては自己資金があることが前提となるところ、当社の現状の自己資金は、その大部分が南島原発所の案件及び三沢発電所の案件以外の案件に投資される予定であり、南島原発所の案件及び三沢発電所の案件に投資可能な自己資金は確保が難しい状況です。現状の確定案件のうち、南島原発所の案件及び三沢発電所の案件は、規模が大きいメガソーラー案件ですが、このような自己資金の状況では、これらの案件のために金融機関等から借入を行うことも困難であるため、これらの案件のために、当社は自己資金を調達する必要があります。
- ② 公募増資やコミットメント型のライツオフリングといった広く出資者を募る方法については、資金調達までに証券会社による審査等が必要であるところ、当社子会社の太陽光発電所事業計画及び地熱発電所事業計画における支出予定時期までに引受証券会社との合意を得ることは難しいものと考えられ、また、株主割当増資やノンコミットメント型のライツオフリングについては、公表から新株予約権の行使による払込までに第三者割当に比べて長い期間を要することから当社が資金を必要とする時期までに調達することは難しいものと考えられます。
- ③ 第三者割当においても資金調達の確実性という観点からは新株式の発行による調達が好ましいものの、当社子会社の太陽光発電所事業計画及び地熱発電所事業計画において平成 27 年 1 月以降から生じる資金使途に随時充当する予定であって当該資金計画にそって調達が可能であれば足りるものと判断しており、本新株予約権による調達は、本新株予約権の発行時における払込み、及び行使期間中における行使による調達を期待することが可能であると

判断しているところ、権利行使による段階的に株式が発行されることが想定されており、株式の発行と比較して一時点において希薄化が生じるものではなく、権利行使に応じて希薄化が生じるものとします。また、その結果として、新株式の発行に比べて、株価市場への影響が軽減されるものと考えられます。さらに、本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権ではあるものの、行使価額の修正により行使価額が下落した場合でも、新株予約権の行使により交付される当社株式数は変化しないものとしており、行使価額の下落に応じて交付される株式数が増加する新株予約権と比べて、希薄化に配慮した設計となっていると判断されます。

- ④ 新株予約権の行使は、割当予定先の行使に係る投資判断によるため、株式に比べて調達手段としては不確実性があり、本新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少し、当社グループの事業計画を遂行できなくなる可能性が生じることは否定しないところではあります。しかしながら、本新株予約権は、行使価額修正選択権付新株予約権のため、当社取締役会の決議により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えられた後は、株価が上昇した場合は資金調達額が増加することを期待することができる一方、株価が下落した場合においても、行使価額が下限行使価額（発行決議日前取引日の東京証券取引所の終値の70%の水準）を上回っている限りにおいては、行使価額よりも時価の方が高い価格となるように設計されており、その場合には、割当予定先が本新株予約権を行使することを期待することができるものと判断できます。また、割当予定先は新株予約権の行使期間中の株式購入保証期間（下記「(3) 本資金調達方法の特徴 <本新株予約権の主な特徴> ⑥株式購入保証」に記載のとおり）において、一定の条件を満たした場合、一定額の行使を保証することとされており、一定の範囲においては、行使価額修正条項付新株予約権によっても資金調達が可能となる設計となっており、新株予約権による資金調達の不確実性について一定程度手当てがなされています。

### (3) 本資金調達方法の特徴

本新株予約権による資金調達方法には、以下のような特徴があります。

#### <本新株予約権の主な特徴>

##### ① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、10,000,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されています。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、本発行要項第6項第(2)号乃至第(4)号により、調整されることがあります。）。

##### ② 行使価額修正条項・選択権による調達の柔軟性

本新株予約権の行使価額は、原則として固定されていますが、当社の判断により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替える（かかる切り替えを行う旨の決議がされた場合、上記「1. 募集の概要(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、本新株予約権



の行使価額は、当社普通株式の終値を基準とした価額に自動的に修正されることとなります。)ことが可能です。このように、当社が、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えるか否かの選択権を持つことにより、当初の目標株価であった当初行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には、当社は割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を適宜設定しつつ行使価額が修正される仕組みに切り替えることで、資金調達額を増額することが可能となります。一方、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、当社の判断で行使価額が修正される仕組みに切り替えることにより、行使価額が下限行使価額を下回らない限り、行使価額は株価を下回る価額に設定されるため、本新株予約権の行使を促進させることが可能となります。

#### ③ 株価への影響の軽減が可能であること

本新株予約権の行使価額は、原則として固定されていますが、当社の判断により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えることが可能です。本新株予約権の行使価額は各行使請求の効力発生日の直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社普通株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすく、また、下限行使価額が 153 円（発行決議日前取引日の東京証券取引所の終値の 70%の水準）に設定されており、反対に上限行使価額は設定されていないことから、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

#### ④ 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

当社の判断により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合（かかる切り替えを行う旨の決議がされた場合、上記「1. 募集の概要（6）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は、当社普通株式の終値を基準とした価額に自動的に修正されることとなります。）、本新株予約権には上限行使価額は設定されていないことから、将来的に株価が上昇した場合には、行使価額も対応して上昇します。行使価額が修正される仕組みに切り替えられない場合は、株価が上昇すると株価を大きく下回る行使価額で権利行使が一気に進むことが想定されますが、当社の判断により本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えることで、行使価額を株価に接近させ、一気に権利行使が進むのを抑制することができます。

#### ⑤ 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を本発行要項第 14 項第（1）号記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

#### ⑥ 株式購入保証

本買取契約において、行使期間中、当社は、(i)当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、及び(ii)ある株式購入保証期間の終

了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は、少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、最大5回まで、株式購入保証期間の適用を指定することができます。株式購入保証期間において、割当予定先は、本新株予約権を行使し、当社普通株式に係る当該株式購入保証期間の指定時の流動性に応じた行使保証金額（以下に定義します。以下同じ。）と同額を行使価額として当社に対して払い込むこととされております（なお、かかる場合、割当予定先は本新株予約権をその裁量で一回又は複数回に分けて行使することができるものとされます。）。

但し、(i)ある株式購入保証期間の初日において該当する行使保証金額分を下回る数の本新株予約権が残存する場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足り、(ii)ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、本発行要項第14項記載の取得事由に定める取得日又は本買取契約に基づく取得請求権（※）による取得を割当予定先が請求した日のいずれの日（以下「早期終了日」といいます。）が到来する場合、割当予定先は早期終了日時点において該当する行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に対して支払ういかなる義務も負わないものとされます。

なお、「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して20適格取引日の期間をいい、「適格取引日」とは、以下の全ての事由が存在しない取引日をいうものとします。

- ・ 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額（本新株予約権が行使価額固定型新株予約権（当社取締役会の決議により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替える前の本新株予約権のことをいう。）である間に該当する株式購入保証期間が設定された場合は、当初行使価額）に1.1を乗じた額以下である場合
- ・ 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から10%以上下落している場合
- ・ 当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、当該行使保証金額に係る下記の必要下限売買代金以下である場合

行使保証金額	必要下限売買代金
5億円	1億円
4億円	8,000万円
2.5億円	5,000万円
1億円	2,000万円

- ・ 当該取引日が不行使期間（詳細については下記⑦を参照）に該当する場合
- ・ 当該取引日より前に割当予定先が行使していたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使が効力を生じた日から3取引日を超えて割当予定先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合

- ・ 割当予定先による行使が、制限超過行使（本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。）に該当し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。）第11条第1項本文所定の制限に抵触する場合
- ・ 本買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において重大な誤りがある場合又は表明保証時点後不正確になった場合（但し、割当予定先が軽微な違反と判断した場合を除きます。）
- ・ 当社が本買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合（但し、割当予定先が軽微な違反と判断した場合を除きます。）

また、「行使保証金額」とは、当社が株式購入保証期間を開始する日に先立つ5取引日間又は20取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の日次平均売買代金のいずれか低い方を基準に、下記表の記載に従って決定される金額で、下記の表中の対応する行に参照される金額をいいます。

当社普通株式の流動性 (日次売買代金の平均)	行使保証金額
1億円超	5億円
8,000万円超から1億円以下	4億円
5,000万円超から8,000万円以下	2.5億円
2,000万円以上から5,000万円以下	1億円
2,000万円未満	0円

#### ⑦ 不行使期間

本買取契約において、当社は、株式購入保証期間（上記「⑥ 株式購入保証」に記載しております。）中を除く、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を2回まで定めることができます。1回の不行使期間は15連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。当社の判断により、本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合（かかる切り替えを行う旨の決議がされた場合、上記「1. 募集の概要（6）行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は、当社普通株式の終値を基準とした価額に自動的に修正されることとなります。）であって、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合は、当社が不行使期間を設定することで、不行使期間経過後（不行使期間中に当社の株価が上昇していれば、不行使期間経過後の本新株予約権の行

使価額もより高い価額に修正されます。)に割当予定先が本新株予約権を行使することが想定され、当社はより多くの資金を調達できる可能性を確保することができます。

(※) 取得請求権

本買取契約には、以下①から⑤までのいずれかの場合には、割当予定先は、それ以後いつでも(株式購入保証期間中であるか否かを問いません。)、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる旨が定められます。

- ①いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日連続して本発行要項 9 項 (2) 号に定める当初の行使価額の 50% (109 円) (但し、本発行要項第 11 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、
- ②いずれかの 10 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、(i)平成 26 年 12 月 26 日 (なお、同日は含みません。)に先立つ 10 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高 (但し、本発行要項第 6 項第 (2) 号乃至第 (4) 号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。)の 50% 若しくは、(ii)平成 26 年 12 月 26 日 (なお、同日は含みません。)の直後の 10 連続取引日間の当社普通株式の 1 取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高 (但し、本発行要項第 6 項第 (2) 号乃至第 (4) 号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の 50%のいずれか高い方を下回った場合、
- ③割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の 1 ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合
- ④東京証券取引所における当社普通株式の取引が 5 取引日以上にわたって停止された場合
- ⑤上記①から④までのいずれにも該当しない場合において割当予定先が当社に信用等に重大な影響を与えるおそれのある事象があつて未行使の本新株予約権の取得を請求することが必要であるとその裁量で判断した場合

なお、当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して 15 取引日目の日において、本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得するものとされ、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について割当予定先による取得請求権の行使に基づき当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されないものとされます。

<本新株予約権の主な留意事項>

- ① 当初資本調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に下限行使価額を下回る場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社普通株式の株価が下落する可能性があります。

④ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

⑤ 取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、割当予定先が本買取契約に定められた取得請求権を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

また、当社と割当予定先は、本買取契約において、本新株予約権が行使価額修正条項付新株予約権に転換された場合には、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他の M S C B 等（東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第 411 条に定義される M S C B 等をいいます。）のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える場合には、当該 10% を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第 436 条第 4 項に規定する内容を定めます。

さらに、本買取契約には、以下の内容が含まれます。

・ エクイティ性証券の発行

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意する予定です。但し、①当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り。）を除きます。

・ 優先交渉権に関する条項

①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、③当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本買取契約が解約された日、のいずれか先に到来する日から6ヶ月後までの間に、次の(i)乃至(iii)のいずれかの証券(権利)(以下、本項において「新株及び新株予約権等」といいます。)を当社が第三者に対し発行(当社普通株式の発行に関しては自己株式の処分を含みません。)しようとする場合(但し、①当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び②当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券(権利)を発行する場合(当該事業会社が金融会社もしくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限りません。))を除きます。))には、当社が当該第三者に対する新株及び新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部又は一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。

(i) 当社の株式の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)

(ii) 当社の株式の交付を当社に請求できる新株予約権の交付と引き換えに当社に取得される証券(権利)若しくは当社に取得させることができる証券(権利)

(iii) 当社の株式又は当社の株式の交付を請求できる新株予約権

割当予定先が当該新株及び新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株及び新株予約権等を発行いたします。

・ 譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします(本新株予約権は、振替新株予約権とするため、会社法236条1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買取契約における制限として合意しております。))。

・ 解約条項等

割当予定先は、(i)本買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、(ii)国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、本買取契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する本株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、(iii)割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はその具体的なおそれがある場合、(iv)本買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに充足せず、かつ、放棄もされていない場合、(v)当社の表明保証に重要な点にお

いて誤りがあった場合・後発的事情で不正確になった場合、その真実性又は正確性に重大な疑義が生じた場合、誓約・合意違反の場合、(vi) 本発行要項第 14 項第 (2) 号に定める事由が発生した場合、(vii) 当社について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他これに類似する法的整理手続開始の申立てがあったとき、又は当該手続の開始原因若しくは申立原因（支払不能、支払停止又は債務超過を含む。）となる事実が発生した場合、(viii) 当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合、(ix) 当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、自ら又は第三者を介して、反社会的行為を行い、又は行ったと認められた場合、又は (x) 当社及び当社の子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれかに生じた事実、事情又はその他の状況で、それにより割当予定先がコンプライアンスの観点から本買取契約の履行又は継続が困難であるとその合理的な裁量で判断する場合には、当社に通知することにより本買取契約を解約し、本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができる旨、かかる請求を受けた場合、当社が本新株予約権 1 個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を取得するとともに、当社の責めに起因して割当予定先に生じた損失を補償する旨を合意する予定です。

本新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、行使価額が修正されるため、株価が下落したとしても割当予定先にとっては行使しやすく、機動的に資金の調達を行えることから、当社の資金需要を満たしつつ、自己資本を増強することが可能であります。当社といたしましては、上記の〈本新株予約権の主な留意事項〉①乃至⑤に比べ、〈本新株予約権の主な特徴〉①乃至⑦に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えており、上記「(2) 行使価額修正選択権付新株予約権の発行を選択した理由」記載のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本資金調達方法が現時点において最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

①	本新株予約権に係る調達資金	2,199,600,000 円
	本新株予約権払込金額の総額	19,600,000 円
	本新株予約権の行使価額の総額	2,180,000,000 円
②	発行諸費用の概算額	16,000,000 円
③	差引手取概算額	2,183,600,000 円

(注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額 19,600,000 円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額である 2,180,000,000 円）を合算した金額であります。

2. 行使価額が修正された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、登録免許税等の合計額、新株予約権の第三者機関による価値評価費用、証券代行手数料等を合計したものであります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
三沢発電所の土地取得のために借り入れた資金の全額返済のための資金 (注) 1.	250 百万円	平成 27 年 1 月 ～平成 27 年 3 月
三沢発電所を保有することとなる当社子会社 (計 4 社) への出資又は貸付けのための資金 (注) 2.	879 百万円	平成 27 年 1 月 ～平成 28 年 3 月
南島原発電所を保有している当社子会社への出資又は貸付けのための資金 (注) 3.	127 百万円	平成 27 年 1 月 ～平成 28 年 3 月
別府地熱発電所を保有する当社子会社への出資又は貸付けのための資金 (注) 4.	21 百万円	平成 27 年 1 月 ～平成 27 年 8 月
上記三沢発電所、南島原発電所及び別府地熱発電所以外のその他の潜在的な案件である太陽光発電所又は地熱発電所を保有することとなる当社子会社への出資又は貸付けのための資金 (注) 5.	904 百万円	平成 27 年 1 月 ～平成 29 年 1 月
合計	2,183 百万円	—

(注) 1. 当社は、平成 26 年 12 月 15 日付で当社の子会社である株式会社多摩川電子 (以下「多摩川電子」といいます。) より 250 百万円の借入れを行い、平成 26 年 12 月 16 日付で三沢発電所の土地 (約 153,000 m<sup>2</sup>) 及び平成 26 年 12 月 26 日付で同土地における発電事業者としての権利を購入 (購入金額につきましては、先方との合意により非開示とさせていただきます。) しており、多摩川電子に対して当該借入金の全額返済を行うものであります。その後、多摩川電子に対して返済した当該資金につき、多摩川電子より三沢発電所を運営する合同会社に対して同額を太陽光発電所の設置及び運営のための資金として出資又は貸付けを行う予定であります。これは、現時点では合同会社において十分な自己資金を有しておらず、かつ、総投資額に対して一定割合の自己資金を有していなければ金融機関等からの借入れも困難であるため行うものです。なお、三沢発電所は、発電規模約 10,000Kw、売電価格 36 円で平成 28 年 3 月に稼働を開始する予定です。



2. 当社は、三沢発電所の建設、保有及び運営の主体となる当社子会社である合同会社G P エナジーA、合同会社G P エナジーB、合同会社G P エナジーC 及び合同会社G P エナジーD に対し、三沢発電所の設置及び運用のための資金として出資又は貸付けを行うものであります。これは、現時点では合同会社において十分な自己資金を有しておらず、かつ、総投資額に対して一定割合の自己資金を有していなければ金融機関等からの借入れも困難であるため行うものです。なお、三沢発電所に係る投資額の詳細は、下記表のとおりです。

投資予定額（百万円）		
自己資金額	借入金額	総額
1,402 (1,402百万円のうち272百万円については、既に投資済み。また、1,402百万円のうち250百万円については、上記(注)1.に記載のとおり、多摩川電子からの資金となります。)	2,044	3,446 (うち272百万円については、既に投資済み。)

3. 当社は、南島原発電所を保有している当社子会社である株式会社 GP エナジー 3A に対し、南島原発電所の拡張のため太陽光発電設備のモジュール・架台・電気設備、工事代金、構築物その他経費等の資金として出資又は貸付けを行うものであります。なお、南島原発電所は、発電規模約 49Kw、売電価格 40 円で平成 25 年 9 月に稼働済みですが、今回、発電規模を約 1,000Kw まで拡張することを予定しております。拡張部分の売電価格は当初の 40 円と同額であり、拡張部分の稼働予定時期は、平成 28 年 3 月です。なお、南島原発電所に係る投資額の詳細は、下記表のとおりです。

投資予定額（百万円）		
自己資金額	借入金額	総額
127	171	299

4. 当社は、別府地熱発電所の建設、保有及び運営の主体となる当社子会社である株式会社 GP エナジー 6 に対し、別府地熱発電所の設置及び運用のための資金として出資又は貸付けを行うものであります。なお、別府地熱発電所に係る投資額の詳細は、下記表のとおりです。

投資予定額（百万円）		
自己資金額	借入金額	総額

92 （うち70百万円については、別府地熱発電所の設備工事請負契約及び工事請負契約に係る前渡金並びに土地購入費用として投資済み。）	118	211
--	-----	-----

5. 当社は、上記確定案件以外にも、未確定ながらも太陽光発電所及び地熱発電所の複数の候補地（太陽光発電所用地につき、土地賃貸借の手付金の支払い又は土地賃貸借の予約契約若しくは覚書の締結等により用地確保の目途がある状況のもの、太陽光発電所用地及び地熱発電所用地の確保を行うための基本合意の締結等の手続を行おうとしている状況のもの、又は、太陽光発電所用地としての収益性、土地の状況・権利関係等の調査段階であるもの。）を有しております。確定案件となりましたら、原則として当社子会社で発電所を保有することを前提に、当該子会社に対して出資又は貸付けを行う予定であります。
6. 当社子会社は、当社から出資又は貸付けを受けた資金及び金融機関からの借入金（案件ごとに金融機関と協議を行うため、借入金の額は未定です。）を、太陽光発電所及び地熱発電所の設置及び運営に充当する予定です。用途の内訳については、太陽光発電所の場合には土地の賃料又は地代、太陽光発電設備のモジュール・架台・電気設備、工事代金、構築物その他経費等及び地熱発電所の場合には地熱発電所設備の発電設備、配管工事、温泉源泉給湯権、土地その他経費等に充当する予定ですが、それらの内訳については設計・計画等により変わるものであり未定です。
7. 上記の金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。行使価額が修正された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。なお、行使価額の修正により調達額が増加した場合には、当社は潜在的な発電所候補を多数保有しているため、当該候補に対し原則として当社子会社で発電所を保有することを前提に、当該子会社に対して出資又は貸付けを行う予定であります。行使価額の修正、本新株予約権の行使期間中の一部不行使及び当社が取得した本新株予約権の消却により調達額が減少した場合には、現在又は将来保有の太陽光発電所及び地熱発電所の売却等ポートフォリオの組替えを想定し、資金を確保した上、優良な案件に優先的に投資を行う予定であります。
8. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」のとおり、今回調達する資金は、三沢発電所の土地取得のために借り入れた資金の全額返済のための資金、三沢発電所を保有することとなる当社子会社（計4社）への出資又は貸付けのための資金、南島原発発電所を保有している当社子会社への出資又は貸付けのための資金及び上記その他の潜在的な案件である発電所を保有することとなる当社子会社への出資又は貸付けのための資金に充当することにより、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待されるため、かかる資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額が合理的であると判断した根拠

当社は、本発行要項及びマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー。住所は東京都港区元赤坂 1-6-2。代表は小幡治及び上月一矢。)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価 218 円/株、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ）86.9%（3か月）、66.2%（6か月）、68.9%（1年）、64.6%（2年）、満期までの期間2年、配当利回り 0.5%、無リスク利子率 0.1%（3か月～2年）、発行会社の行動（発行会社は基本的に割当予定先による権利行使を待つものとしています。また、発行会社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされており、発行会社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の 150%以上となった場合と設定しております。発行要項上取得条項は任意コール（ソフトコール）であり、同条項が発動される具体的な株価水準は定められていません。通常任意コールの発動は取得者の収益が正の値を取る場合に行われるため、この発動水準を行使価額の 100%と設定する場合もあります。しかし、本新株予約権の算定においてはこの発動水準を保守的に設定し、本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（取得日）の 15 取引日前までに割当予定先に対する通知を行う

ことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができると想定している。発動水準を150%と設定した理由は、当社がより有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味し、代替資金調達コストをCAPMと調達金利から10%程度と見積もり、取得条項を発動する株価水準は、行使価額に代替資金調達コストを加えた水準をさらに保守的に設定しました。これは、株価が当該水準を超えた場合、対象新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお、本新株予約権の算定において不行使期間の設定権は行使されないものと仮定しています。これは、不行使期間の設定権が行使されても、その期間に行使されなかった新株予約権は、それ以外の期間で行使されると評価の前提を置いているからです。本新株予約権の行使価額は、発行当初は固定型で、当社の取締役会決議により修正型に切り替えることができますが、資金調達を円滑に進める為に、行使価額は行使期間が始まると同時に修正型へ切り替わるものと仮定しています。）、割当予定先の行動（当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約10%で売却すること）を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である本新株予約権の1個の払込金額である1,960円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を1,960円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成26年12月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する額とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役2名）から、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、上記算定根拠に不合理な点は見受けられず、有利発行に該当しない旨の意見の表明を得ております。当該意見表明は、①第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカル

ロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、②当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額や行使期間等の発行条件、当社普通株式の市場売買高及び株価、株価変動性、配当利回り、無リスク利子率等の諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件並びに当社と割当予定先の行動が考慮されていること、③払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されていること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は10,000,000株（議決権数10,000個）であり、平成26年9月30日現在の当社発行済株式総数41,865,000株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数41,244個）を分母とする希薄化率は23.9%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は24.2%）に相当します。

しかしながら、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述のとおり三沢発電所の土地取得のために借り入れた資金の全額返済のための資金、三沢発電所を保有することとなる当社子会社（計4社）への出資又は貸付けのための資金、南島原発発電所を保有している当社子会社への出資又は貸付けのための資金及び上記その他の潜在的な案件である発電所を保有することとなる当社子会社への出資又は貸付のための資金に充当することにより、収益基盤の一層の強化を図れることが見込まれることから、将来的な収益力の増大が期待され、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、①新株予約権の目的である当社普通株式数の合計10,000,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は217,578株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は、当社の判断による行使価額が修正される仕組みへの切替え、不行使期間の設定、株式購入保証の活用により、当社が資金需要に応じて行使を一定程度コントロール可能であり、かつ③当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であるため、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、発行数量の規模も合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)		
(2) 所 在 地	Level 3, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia		
(3) 代表者の役職・氏名	会長 H.K.マツキャン(H.K. McCann) CEO G.C.ワード(G.C.Ward)		
(4) 事 業 内 容	商業銀行		
(5) 資 本 金	A\$ 8,157 million (776,464 百万円) (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
(6) 設 立 年 月 日	1985 年 2 月 28 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 501,561,948 株		
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	13,913 人 (マッコーリー・グループ) (平成 26 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%		
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 24 年(2012 年) 3 月末	平成 25 年(2013 年) 3 月末	平成 26 年(2014 年) 3 月末
連 結 純 資 産	804,074 百万円	849,950 百万円	903,450 百万円
連 結 総 資 産	11,809,937 百万円	12,751,700 百万円	13,308,334 百万円
1 株当たり連結純資産(円)	1,603.14	1,694.61	1,801.27

連 結 純 収 益	408,587 百万円	451,312 百万円	521,828 百万円
連 結 営 業 利 益	76,583 百万円	100,935 百万円	132,692 百万円
連 結 当 期 純 利 益	55,507 百万円	66,113 百万円	73,623 百万円
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	110.67	131.81	146.79
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	218.22	246.81	77.76

(注) 上記表の各円換算額については各決算日のA\$レートの仲値で換算し記載しております。

※ 割当予定先は、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構（Financial Conduct Authority）及びブルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority）の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先とのあっせんを行うマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。

また、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社グループの行う太陽光発電所事業及び本新規事業においては、投資資金を自己資金と金融機関等からの借入により拠出することとなりますが、金融機関等からの借入に際しては自己資金があることが前提となることから、当社としては、当社グループの太陽光発電所事業及び本新規事業に係る土地の確保の状況を踏まえつつ、自己資金の調達方法を検討しておりました。このような中、平成26年10月中旬頃、当社グループの行う太陽光発電所事業に関心をもったマッコーリーキャピタル証券会社から連絡があり、同社から当社グループによる太陽光発電所事業と当社による新株予約権の発行条件の提案を受け、当社において検討しました。その結果、当社としては、上記2(2)「行使価額修正選択権付新株予約権の発行を選択した理由」(2)に記載のとおり、本新株予約権の条件について、将来において調達額が減少する可能性はある一方、株価条件によっては当社の調達額が増加する可能性もあることや、新株予約権の行使可能性を確保する

ための購入保証といった方策及び希薄化についての抑止策が設けられていること、当社グループの本新規事業の開始も踏まえ、当社グループの行う太陽光発電所事業及び本新規事業に係る土地の確保の状況に照らして適切な時期に資金調達を行うことが可能であると判断されることから、当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として第三者割当による行使価額修正条項の付された本新株予約権の発行を行うことといたしました。

なお、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド（Level 3, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000, Australia 会長 H.K.マッキャン(H.K. McCann)）とマッコーリーキャピタル証券会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート 日本における代表者 ピーター・イードン・クラーク (Peter Eadon-Clarke)）との関係は、互いに資本関係等はないものの、両社ともマッコーリー・グループ・リミテッド（オーストラリア証券取引所（ASX）に上場）の完全子会社であり、本件において、マッコーリーキャピタル証券会社はマッコーリー・バンク・リミテッドによる本新株予約権の買受けのあっせんを行っております。当社はマッコーリー・バンク・リミテッド及びマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との面談を通じて、当社の資金需要等の説明を行い、協議を重ねた結果、世界各地に拠点を構えグローバルに業務を展開しており、平成22年8月から平成26年11月までの期間において日本国内の上場会社16社に対して投資実績のある割当予定先の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で交渉を行うこととなり、割当予定先と協議を進め検討した結果、割当予定先の株式を100%所有するマッコーリー・ピーエイチ・ピーティワイ・リミテッドの所有者であるマッコーリー・グループ・リミテッドは、同社のホームページによると、1969年の創業以来40年以上にわたり、銀行業務、資金調達、M&Aアドバイザー、投資業務、資産運用などの各種金融サービスを世界28カ国で展開し、世界で上位50社に数えられる資産運用機関として13,600名を超える社員を有するマッコーリー・グループの持株会社としてオーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの大手金融機関であり社会的な信頼が大きいこと、また割当予定先が日本において既に多くの投資実績（平成22年8月から平成26年11月までの期間において日本国内の上場会社16社に対する投資実績）を残しており、本件に関する豊富なノウハウを持ち合わせていることから、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定するに至りました。

なお、本第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

### （3）割当予定先の保有方針及び転換（行使）制限措置



本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要とされていることに加え、本買取契約において、割当予定先は、当社の取締役会の承認がない限り、本買取契約に基づく権利・義務、本買取契約上の地位及び本新株予約権を第三者に譲渡しない旨が定められています。

なお、当社役員と割当予定先とのあっせんを行うマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭で確認しております。

また、当社と割当予定先は、当社取締役会の決議により本新株予約権の行使価額が修正される仕組みに切り替えた場合には、本新株予約権が東京証券取引所の定める有価証券上場規程及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に定義される「MSCB等」に該当するため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限する旨を本買取契約にて規定する予定です。

具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、④割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること、⑤当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、⑥当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意します。

#### （4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績及び財政状態について平成23年(2011年)度から平成25年(2013年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料であり、平成26年3月31日現在の現金および現金同等物はA\$10,657million(円換算額:1,014,439百万円)、参照為替レート:95.19円(平成26年3月31日時点))を確認しており、払込みおよび本新株予約権の行使に要する財産の存在につ

いて確実なものとは判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 26 年 12 月 26 日現在）	
シービーエスジーバンクジュリアスベアシンガポールブランチ(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	10.30%
ミズホセキュリティーズアジアリミテッドクライアントアカウント (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	8.15%
ダイワキャピタルマーケットシンガポールリミテッド(トラストアカウント) (常任代理人 大和証券株式会社)	7.11%
島貫 宏昌	4.57%
日本証券金融株式会社	3.55%
有限会社佐藤総合企画	3.22%
Barclays Bank Plc Singapore - Client Ac - Non japanese Residents (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	2.95%
久保田 定	2.49%
梶沢 徹	2.28%
新井 紀之	2.21%

(注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、平成 26 年 9 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。

2. Marilyn Tang 氏から平成 26 年 5 月 21 日付で、また、PERMAN YADI 氏から平成 26 年 10 月 24 日付で関東財務局長へ大量保有報告書（変更報告書）が提出されており、次のとおり当社の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第 2 四半期会計期間末における実質的な所有者の確認ができないため、上記大株主の状況は当第 2 四半期会計期間末の株主名簿に基づき記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株式等の数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
Marilyn Tang	シンガポール国	6,457	15.65
PERMAN YADI	シンガポール国	1,650	4.00

3. 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する

当社普通株式を、市場への影響を常に留意しながらも、比較的短期間で売却する目標であるため、長期保有の方針はない旨確認しておりますので、割当後の大株主及び持株比率は記載しておりません。

#### 8. 今後の見通し

本件による平成 27 年 3 月期連結業績に与える影響につきましては軽微なものと見込んでおります。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### (1) 最近 3 年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成 24 年 3 期	平成 25 年 3 期	平成 26 年 3 期
連結売上高	3,106	3,671	4,171
連結営業利益又は営業損失（△）	△29	373	477
連結経常利益又は経常損失（△）	△23	374	478
連結当期純利益又は当期純損失（△）	△37	339	436
1 株当たり連結当期純利益又は 1 株当たり連結当期純損失（△）（円）	△5.63	15.73	11.65
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり連結純資産（円）	115.83	54.28	64.77

##### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 9 月 30 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	41,865,000 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	3,292,000 株	7.86%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	127 円	136 円	550 円
高 値	273 円	662 円	1,000 円
安 値	117 円	89 円	528 円
終 値	139 円	550 円	(注2) 253 円

- (注) 1. 各株価は、平成25年7月16日付より東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。
2. 平成26年1月24日開催の取締役会において、平成26年2月26日付で1株につき3株の割合をもって分割する決議を行っております。

② 最近6か月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	294 円	236 円	224 円	192 円	175 円	211 円
高 値	300 円	242 円	224 円	258 円	236 円	221 円
安 値	223 円	201 円	191 円	153 円	160 円	186 円
終 値	239 円	221 円	193 円	172 円	209 円	218 円

- (注) 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。また、12月は25日の取引終了時点までの実績を記載しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年12月25日
始 値	205 円
高 値	218 円
安 値	204 円
終 値	218 円

- (注) 各株価は、東京証券取引所 JASDAQ 市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成25年1月30日(水)
調達資金の額	277,680,000 円 内 146,120,000 円は、現物出資(デット・エクイティ・

	スワップ) の払込み方法によるものであります。																								
払込金額	1株につき 金 130 円																								
募集時における発行済株式数	6,774,000 株																								
当該募集による発行株式数	2,136,000 株																								
募集後における発行済株式数	<p>第三者割当の方法による。</p> <table> <tr> <td>Marilyn Tang</td> <td>769,000 株</td> </tr> <tr> <td>島貫 宏昌</td> <td>307,000 株</td> </tr> <tr> <td>新井 紀之</td> <td>169,000 株</td> </tr> <tr> <td>久保田 定</td> <td>153,000 株</td> </tr> <tr> <td>藤島 好治</td> <td>153,000 株</td> </tr> <tr> <td>小泉 洋子</td> <td>153,000 株</td> </tr> <tr> <td>PERMAN YADI</td> <td>90,000 株</td> </tr> <tr> <td>大武 浩幸</td> <td>76,000 株</td> </tr> <tr> <td>安井 健一</td> <td>76,000 株</td> </tr> <tr> <td>一言 伊左夫</td> <td>76,000 株</td> </tr> <tr> <td>田邊 俊</td> <td>76,000 株</td> </tr> <tr> <td>新井 正敏</td> <td>38,000 株</td> </tr> </table>	Marilyn Tang	769,000 株	島貫 宏昌	307,000 株	新井 紀之	169,000 株	久保田 定	153,000 株	藤島 好治	153,000 株	小泉 洋子	153,000 株	PERMAN YADI	90,000 株	大武 浩幸	76,000 株	安井 健一	76,000 株	一言 伊左夫	76,000 株	田邊 俊	76,000 株	新井 正敏	38,000 株
Marilyn Tang	769,000 株																								
島貫 宏昌	307,000 株																								
新井 紀之	169,000 株																								
久保田 定	153,000 株																								
藤島 好治	153,000 株																								
小泉 洋子	153,000 株																								
PERMAN YADI	90,000 株																								
大武 浩幸	76,000 株																								
安井 健一	76,000 株																								
一言 伊左夫	76,000 株																								
田邊 俊	76,000 株																								
新井 正敏	38,000 株																								
割当先	<p>Marilyn Tang が当社に対して有する金銭債権の元本額 20,000,000 円のうち 19,890,000 円 (同人に対する割当株式数 769,000 株のうち 153,000 株相当分)。なお、同人に対する割当株式数 769,000 株のうち 616,000 株については、金銭により出資されます。</p> <p>島貫宏昌が当社に対して有する金銭債権の元本額 40,000,000 円のうち 39,910,000 円 (同人に対する割当株式数の全て)</p> <p>新井紀之が当社に対して有する金銭債権の元本額 17,000,000 円のうち 16,900,000 円 (同人に対する割当株式数 169,000 株のうち 130,000 株相当分)。なお、同人に対する割当株式数 169,000 株のうち 39,000 株については、金銭により出資されます。</p> <p>久保田定が当社に対して有する金銭債権の元本額 20,000,000 円のうち 19,890,000 円 (同人に対する割当株式数の全て)</p> <p>藤島好治が当社に対して有する金銭債権の元本額 20,000,000 円のうち 19,890,000 円 (同人に対する割</p>																								

	<p>当株式数の全て)</p> <p>大武浩幸が当社に対して有する金銭債権の元本額 10,000,000 円のうち 9,880,000 円 (同人に対する割当 株式数の全て)</p> <p>安井健一が当社に対して有する金銭債権の元本額 10,000,000 円のうち 9,880,000 円 (同人に対する割当 株式数の全て)</p> <p>一言伊左夫が当社に対して有する金銭債権の元本額 9,999,160 円のうち 9,880,000 円 (同人に対する割当 株式数の全て)</p>
発行時における当初の資金使途	太陽光発電所事業 (山口県下関市でのメガソーラー 発電所) の投資資金
発行時における支出予定時期	平成 25 年 1 月から平成 25 年 3 月まで
現時点における充当状況	当初の資金使途とおり、全額を投資しております。

・ 第三者割当による第 4 回新株予約権の発行

割当日	平成 25 年 1 月 30 日 (水)
新株予約権の総数	4,843 個 (新株予約権 1 個当たり 1,000 株)
発行価額	新株予約権 1 個当たり 9,000 円
募集時における発行済株式 数	6,774,000 株
当該発行による潜在株式数	4,843,000 株
調達資金の額	770,037,000 円 (差引手取概算額 : 756,037,000 円) (内訳) 新株予約権の発行による調達額 : 43,587,000 円 新株予約権の行使による調達額 : 726,450,000 円
行使価額	1 株あたり 150 円
募集又は割当方法 (割当予定 先)	<p>第三者割当の方法による。</p> <p>Marilyn Tang            2,000 個</p> <p>PERMAN YADI            2,000 個</p> <p>島貫 宏昌                266 個</p> <p>久保田 定                133 個</p> <p>藤島 好治                133 個</p> <p>新井 紀之                113 個</p>

	大武 浩幸 66 個 安井 健一 66 個 一言 伊左夫 66 個
現時点における行使状況	現状、全て権利行使済みです。
現時点における調達した資金の額	770,037,000 円（差引手取概算額：756,037,000 円） （内訳） 新株予約権の発行による調達額：43,587,000 円 新株予約権の行使による調達額：726,450,000 円
発行時における当初の資金使途	太陽光発電所事業（山口県下関市及び長崎県五島市でのメガソーラー発電所）の投資資金（注）
現時点における充当状況	太陽光発電所事業（山口県下関市でのメガソーラー発電所）へは全額の投資が完了しております。 太陽光発電所事業（長崎県五島市でのメガソーラー発電所）の投資につきましては、現在建設準備中であり、投資予定 です。

（注）平成 25 年 6 月 5 日付「第三者割当により発行された新株予約権の行使に係る資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県五島市浜町のメガソーラー発電所への投資を長崎県五島市吉久木町のメガソーラー発電所への投資へ変更しております。支出予定時期につきましては、当初と変更はなく、投資資金として平成 27 年 1 月までに支出予定であります。

・ 第三者割当による第 5 回新株予約権の発行

割当日	平成 26 年 5 月 29 日（木）
新株予約権の総数	2,062 個（新株予約権 1 個当たり 1,000 株）
発行価額	新株予約権 1 個当たり 7,918 円
募集時における発行済株式数	6,774,000 株
当該発行による潜在株式数	2,062,000 株
調達資金の額	649,350,916 円（差引手取概算額：639,948,411 円） （内訳） 新株予約権の発行による調達額：16,326,916 円 新株予約権の行使による調達額：633,024,000 円
行使価額	1 株あたり 314 円
募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による。 秋元 之浩 2,062 個

現時点における行使状況	現時点において行使はされておられません。
現時点における調達した資金の額	新株予約権の発行による調達額：16,326,916 円 (差引手取概算額：9,243,762 円)
発行時における当初の資金使途	業務資本提携契約の締結に伴う ISE パワー社株式の取得対価、ISE パワーの行う太陽光発電所事業のための出資又は貸付けのための資金
現時点における充当状況	業務資本提携契約が締結されましたが、当該契約は解約されたため、当初の資金使途には充当されておられません。なお、上記差引手取概算額 9,243,762 円につきましては、当社において留保されており、現時点で資金使途は未定です。



(別紙) 発行要項

## 株式会社多摩川ホールディングス第6回新株予約権

### 発行要項

#### 1. 本新株予約権の名称

株式会社多摩川ホールディングス第6回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

#### 2. 申込期間

平成27年1月16日

#### 3. 割当日

平成27年1月16日

#### 4. 払込期日

平成27年1月16日

#### 5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

#### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式10,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は1,000株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 7. 本新株予約権の総数

10,000 個

#### 8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 1,960 円

#### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初 218 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める修正及び第 11 項に定める調整を受ける。

#### 10. 行使価額の修正

(1) 当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日から 3 取引日目（又は当社と本新株予約権者が合意するそれより短い日）（同日を含む。）以降第 12 項に定める期間の満了日まで、本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額（円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいう。

(2) 行使価額は 153 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。

## 11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{新発行・処分株式数}
 \end{array}
 }$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成27年1月19日から平成29年1月18日までとする。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 1,960 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第 273 条の規定に従って 15 取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 1,960 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

#### **15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金**

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### **16. 本新株予約権の行使請求の方法**

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

## 17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

## 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 1,960 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 26 年 12 月 25 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

## 19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 浜松町支店

## 21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録によって株式を交付する。

## 22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

## 23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

## 24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上